

## 介護職員等ベースアップ等支援加算の加算取得について

令和4年10月に介護職員等の収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための介護報酬改定が行われ、「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

1. 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
2. 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用することを要件とする。（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ）

上記の、2つの要件を満たしている必要があります。また、法人の判断により、加算額の1/3は他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることになっています。

※処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）については、特定処遇改善加算の見える化要件のところでご公表しておりますので、ご参照ください。